

答 申

第1 審査会の結論

山形県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年11月11日付けで審査請求人に対して行った個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和3年9月30日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、実施機関に対し、「本人が関係したいじめ解決支援会議（8月18日）報告書」の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報として、「いじめ解決支援会議（8月18日）報告書」（以下、「本件対象個人情報」という。）を特定したうえで、令和3年10月14日付け置教第1354号個人情報開示決定通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年10月21日、条例第17条第1項の規定により、実施機関に対し、本件対象個人情報の内容が自らの発言と異なった記載となっていることや、本件対象個人情報に自らの発言が記載されていないことについて訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、本件訂正請求に対して、「開示した報告書は会議内容の概略をまとめたものであり、事実と相違がなく、訂正の対象とならないため。また、必ずしも逐語的に記録しているものではなく、内容が不十分であると認められない」ことを理由として、令和3年11月11日付け置教第1546号個人情報不訂正決定通知書により、審査請求人に通知した。

- 5 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁である山形県教育委員会に対し審査請求を行った。
- 6 審査庁である山形県教育委員会は、令和4年3月29日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、子の在籍する〇〇〇における〇〇の問題行動に関して、学校及び市の教育委員会の対応に不信感を抱き、県の教育委員会と改善に向けた対応をしてきた。
- (2) 令和3年8月18日に県の教育委員会が派遣したいじめ解決支援チームとの話し合いがあり、その会議の報告書について開示請求をしたところ、その中に審査請求人の発言とは異なる記述があり、また、県の教育委員会にとって不都合なことについては一切記載されていなかった。
- (3) 報告書の記述が一言一句同じにならないことは理解できるが、公文書として残ることで、そのように発言したことが事実であるかのように捉えられ、審査請求人の名誉に関わる問題である。
- (4) 報告書が概略であったとしても、県の教育委員会に関連する部分だけ記載しないというのは合理的でなく、記載されているものについて事実であっても、記載していない部分についても同じことが言えるのか。
- (5) このことから、本件処分は妥当であるとは言えず、審査請求人は知る権利を侵害されている。以上のことから、本件処分の取り消しを求める。

### 第4 実施機関の主張要旨

#### 1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

## 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 条例第17条の規定は、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める場合において、その訂正を請求できる権利を明らかにしたものである。この事実とは、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成等のように、性質上客観的な正誤の判定に適するものをいい、これらの客観的な事実には誤りがないと認められる場合は、条例第18条に規定する「訂正しないことについて正当な理由があるとき」に該当する。
- (2) また、当該報告書は、事務担当者が組織内に会議内容を伝えることを目的として、作成したものであることから、その作成については、要点を絞って、簡潔に記載することを基本としているため、会話内容が全て記載されるものではない。
- (3) このことを踏まえて処分庁が調査したところ、当該報告書に記載された客観的情報には誤りがなく、また、当日の音声データとの照合からも、内容に事実との相違や極端な偏りがある記載はないことが認められる。
- (4) 以上のことから、本件処分は条例の規定に基づくものであり、適当である。したがって、棄却の裁決を求める。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件対象個人情報について、審査請求人の発言の誤った記載があることや不足していることについて訂正を求めるものであるところ、実施機関は、客観的な事実の誤りではないことから、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取り消しの裁決を求めていることから、以下、本件対象個人情報の訂正の要否について検討する。

### 2 条例の規定について

条例第17条第1項は、「開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる」と規定している。ここでいう「事実」とは、「山形県個人情報保護条例の趣旨及び解釈」（平成13年3月21日付け総第752号総務部長通知）によれば、「氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、数量、面積等の事実」をいい、これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定が容易であるこ

とから、訂正請求を可能としたものである。また、ここでいう「誤り」とは、「事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報とが合致していないこと」をいい、単純な書き間違いや内容が不十分であることなどが考えられる。

また、条例第18条は、「実施機関は、訂正請求があった場合は、訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正する権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報を訂正しなければならない」と規定している。

## 2 本件対象個人情報に係る訂正の該当性について

- (1) 本件対象個人情報について、審査会が見分したところ、審査請求人と実施機関との質疑や、審査請求人からの意見や要望などについて記載されていることが判った。
- (2) また、審査請求人から、会議当日の音声データの提出があったことから、審査請求人が訂正を求めている箇所を中心に、当日のやり取りの確認を行った。
- (3) 本件対象個人情報と当該音声データの内容を比較したところ、確かに審査請求人が主張するような未記載の部分があることは認められる。本件対象個人情報は、全ての発言内容の要旨を発言者別、時系列に記載した会議録を作成することを基本とする審議会等とは異なり、事務担当者が組織内に会議内容を伝えることを目的として作成した報告書であり、主な発言内容の要旨を項目ごとにまとめて記載する会議録要旨として作成したものである。
- (4) その報告書の内容は、全体として事実の誤りがあるとまでは言えず、また、記載すべき内容が漏れていたりするような不十分な内容であるとまでは言えないことから、実施機関の主張には、特段不自然、不合理な点は見当たらない。
- (5) したがって、本件対象個人情報について、条例第18条に基づく訂正義務があるとは認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、種々主張しているが、いずれも審査会における上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年3月29日	審査庁から諮問を受けた。
令和4年6月20日 (第66回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年8月18日 (第68回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年10月20日 (第70回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年11月30日 (第72回審査会)	事案の審議を行った。

## 山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員